

授業科目名 (英文名)	知的財産権 (Intellectual Property Rights)	科目区分 対象学生	
単位数	2.0	開講年次・ 学期	4年次・前期
担当教員	細見 吉生	所属	非常勤講師
オフィス・場所		連絡先	
講義目的及び到達目標	知的創造をしたときどんな保護を受けるべきか、創作物について事業化するとき何を心得ておくべきか。研究者・技術者・事業者にとって実務上必須の事項を理解してもらう。		
講義内容・授業計画	<p>科目の位置付け・講義内容・方法</p> <p>気の利いた技術開発をすると、模倣できないかと他人が狙ってくる。勝手に模倣されると、当然ながら開発努力が無駄になる。また自分が開発した技術でも、その事業化が他人の権利を侵害することになる場合がある。権利侵害は裁判沙汰になりかねない。そんな困った事態を招かぬよう、知的財産権の基本を学んでおきたい。 基本の問題集「これくらいは知っとくもん題」を随時配布し、復習に使ってもらう。</p> <p>授業計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 知的財産権の概要 2 産業財産権制度 3 特許制度 4 発明の把握と特許出願 5 特許を受けることができる発明 6 出願から特許取得までの流れ 7 外国での権利取得 8 実用新案制度 9 意匠制度 10 商標制度 11 産業財産権情報の入手と利用 12 権利の活用と侵害への対応 13 著作権 14 不正競争防止法 15 その他 		
テキスト	「産業財産権標準テキスト・総合編」(発明推進協会) および配布資料		
参考文献	「工業所有権法(産業財産権法) 逐条解説」(特許庁編、発明推進協会) 「知的財産法入門」(小泉直樹著、岩波新書)		
成績評価の基準・方法	講義内容(上記の 1 ~ 15) について概ね理解したかどうか、期末にレポート提出を課することにより評価する。 期末レポート 80 点、上記「もん題」の実施状況 20 点の重みで評価する。		
履修上の注意・履修要件	上記「もん題」に解答することにより授業内容の復習をしてもらいたい。		
実践的教育	弁理士として知的財産権取得の実務経験を有する教員が、その経験を活かして知的財産権制度の基本事項を講義する。		
備考			